

120 か国の銀行監督者が 実効的な銀行監督のための国際原則の改定を承認

2006 年 10 月 5 日

120 か国の中央銀行及び銀行監督者は、2006 年 10 月 4 日及び 5 日にメキシコのメリダで開催された銀行監督者国際会議において、「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則（Core Principles for Effective Banking Supervision）」の改定版を承認した。ICBS に参加した中央銀行及び銀行監督者は、全ての国が銀行監督の国際的な最低基準を実施することを引続き支援する旨表明した。

コア・プリンシプルは、1980 年代及び 1990 年代に金融危機が発生したことを受けて国際金融システムを強化するために採られた世界的な対応の一環として、1997 年に初めて作成及び合意された。これら 25 原則は、銀行の規制監督に関し世界的に合意された最低基準であり、免許付与、銀行の所有権、銀行自己資本の適切性、リスク管理、連結ベースの監督、銀行に問題が認められる場合の対応のあり方、母国当局と現地当局の任務及び責任の分担を含め、広範な領域をカバーしている。1999 年に策定されたコア・プリンシプル・メソドロジーは、25 原則を解釈し、その充足度を評価するためのより詳細なガイダンスである。

コア・プリンシプルの充足度を定期的に評価することは、各国が自国の監督制度及び監督手法の長所と短所を評価し、改善を要する点を把握するための助けとなる。また、そうした問題点を是正するため、どのような措置を採ることが最も適切であるかを把握することもより容易になる。評価は様々なかたちで行うことができる。多くの国は自己評価を行った。また、国際通貨基金（IMF）及び世界銀行は、金融セクター評価プログラム（Financial Sector Assessment Program < FSAP >）の一環として、130 を超える国を既に評価ないし評価しつつある。評価の結果に照らして、多くの国が自国の監督制度及び監督手法を改善するための措置を採り、そのことが金融の安定性を高める一助となった。

コア・プリンシプルの改定

1997年にコア・プリンシプルが公表されて以来、銀行業務、金融商品、銀行が活動する市場、及び監督当局が用いる手法やアプローチは、多くの面で革新と発展を遂げた。また、各国で評価を行った経験の蓄積により、諸原則の一部を明確化及び強化する必要性が明らかになった。このため、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は2004年、柔軟かつ世界的に適用可能な基準としてのコア・プリンシプルの性質を維持するため、改定作業を開始すべき時が来たと判断した。

本日公表されたコア・プリンシプルの改定版は、諸原則の有効性と有用性を確実に維持するものである。委員会は、改定作業を行うに当たり、1997年版との継続性と比較可能性を確保することに意を用いた。委員会はまた、先進的な銀行システムと、より先進性の低い銀行システムの双方において有効な監督を促進することができるよう、メソドロジの必須基準と追加基準を適切に設定することによって、コア・プリンシプルの柔軟性を高める必要があることを認識した。

また、改定に当っては、健全なリスク管理及びコーポレートガバナンスに関する実務に対して旧に倍する注意が払われた。異なるタイプのリスクに共通する側面を全てカバーする包括的な原則が新たに設けられたほか、金利リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスクに関する評価基準が拡充された。マネーロンダリング、テロ資金の供給及び不正行為の防止に関する基準も強化された。

更に、クロスボーダー及びクロスセクターの傾向や動向、ならびに異なる業務部門や異なる国の監督当局間で協力と情報交換を行う必要性がより包括的に反映されている。改定版では、銀行監督当局の独立性、説明責任及び透明性が重要であることも強調されている。

コア・プリンシプルとメソドロジの改定は、委員会の作業部会であるコア・プリンシプル・リエゾン・グループとの協力により行われた。同グループは、

委員会メンバー以外の 16 銀行監督当局、IMF および世界銀行により構成される。改定作業の過程には 2 回にわたる協議プロセスが設けられた。最初の協議プロセスは、地域銀行監督者グループや、バーゼル委以外の国際基準設定団体といった、直接の利害関係者を対象として行われた。次いで市中協議が行われた。

バーゼル委の議長であり、オランダ中銀の総裁である Nout Wellink 氏は、銀行監督者国際会議において、「コア・プリンシプルは長年にわたり、各国の銀行監督を向上させるための有益な手段として機能してきた。ここに完成した改定版により、コア・プリンシプルは現実に即した意味のある基準としての性質を確実に維持し得ている」と述べた。また Wellink 氏は、「改定のプロセスにおいては、様々な制度、構造及び経験を有する世界中の監督当局から有益な助言を受けた。このプロセスは、広範な国々及びその他の利害関係者が参加することによって、作業の質が如何に向上するかを証明する一例である」と述べ、改定版に対する ICBS 参加者の助言と貢献に感謝の意を表した。

スウェーデン中銀を代表する BCBS メンバーであり、改定プロジェクトの議長を務めた Göran Lind 氏は、「新文書には、銀行業務と監督における最新の動向が反映されている。同時に我々は、コア・プリンシプルの有効性を保持し、継続性を高めるため、真に必要と思われる変更のみを加えることに意を用いた」と述べた。

今後、各国の銀行規制・監督制度を評価する際は原則として改定コア・プリンシプルを用いるべきである。BCBS は、改定コア・プリンシプルの実施には時日を要する可能性があることを認識しており、国際金融機関は新しい基準に基づいて評価を行うに当たってその点を考慮に入れるであろう。また、1997 年版の諸原則は未だ有効かつ有用であり、現在進行中の評価作業は、引続き 1997 年版の諸原則に基づいて行うことができる。これにより、新しい枠組みへの円滑な移行が可能になるであろう。ICBS 参加者は、世界各国の銀行監督者に対し、改定された原則の中で概説されている新しい基準に添って、自国の法律、規則及び監督手法を調整するよう勧奨する。

(注)

銀行監督者国際会議(International Conference of Banking Supervisors)は、1979 年以來 2 年に 1 回開催されており、世界各国の監督当局及び中央銀行の代表が参加している。本会議の目的は、国際銀行業務の監督における各国監督当局間の協力を促進し、共通の関心事となっている最近の問題点について意見交換を行う場を提供することにある。

バーゼル銀行監督委員会 (Basel Committee on Banking Supervision)は、銀行監督に関する定期的な協力のための協議の場である。近年では、規制上の自己資本の枠組みであるバーゼル II を含め、銀行監督の全ての側面における基準設定団体としての性格を強めつつある。委員会のメンバーは、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、及び米国の代表から成る。

コア・プリンシプル・リエゾン・グループ (Core Principles Liaison Group <CPLG >)は、バーゼル委員会メンバー 8 か国(フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、スペイン、英国、米国)、G10 以外の 16 法域の監督当局(アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、チリ、中国、チェコ共和国、香港、インド、韓国、メキシコ、ポーランド、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、西アフリカ通貨同盟)、EU 委員会、IMF、世界銀行、及び金融安定研究所 (Financial Stability Institute) の上級代表者から成る。CPLG は当初、バーゼル・コア・プリンシプルの適用に関する協議と監視を行うテクニカルなグループとして創設された。こうした創設当初の使命を引続き果たす一方で、CPLG は、委員会が非 G10 監督当局、IMF 及び世界銀行と、委員会の主要なテーマを巡って定期的に接触するためのハイレベルの協議の場として成長してきた。